

平成25年第2回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成25年6月19日(水)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	6月19日 午前9時00分宣告(第3日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	水野智見
	3番	戸谷裕治	4番	安藤洋一
	5番	佐藤茂	6番	山田新太郎
	7番	伊藤俊一	8番	中村英子
	9番	黒川勝好	10番	菊地久
	11番	奥田信宏	12番	吉田正昭
	13番	高阪康彦	14番	大原龍彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常 勤 特 別 職	町 長	横江 淳一	副 町 長	河瀬 広幸
	政 策 推 進 室	室 長	伊藤 芳樹		
	総 務 部	部 長	加藤 恒弘	次 長 兼 税 務 課 長	服部 康彦
		次 長 兼 総 務 課 長	江上 文啓	安 心 安 全 課 長	岡村 智彦
	民 生 部	部 長	佐藤 一夫	次 長 兼 環 境 課 長	上田 実
		次 長 兼 健 康 推 進 課 長	川合 保	次 長 兼 子 育 て 推 進 課 長	鈴木 利彦
		保 險 医 療 課 長	山本 章人	住 民 課 長	伊藤 満
	産 業 建 設 部	部 長	水野 久夫	次 長 兼 ち づ く 推 進 課 長	志治 正弘
		土 木 農 政 課 長	伊藤 保彦		
	上 下 水 道 部	次 長	絹川 靖夫	水 道 課 長	佐藤 正樹
	消 防 本 部	消 防 長	大橋 清	次 長 兼 消 防 署 長	坪井 利親
		総 務 課 長 兼 予 防 課 長	伊藤 啓二		
	教 育 委 員 会 事 務 局	教 育 長	石垣 武雄	部 長 兼 教 育 課 長	鈴木 智久
		生 涯 学 習 課 長	江場 満		
	本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議 事 会 務 局	局 長	松岡 英雄	書 記
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

- 日程第1 議案第36号 財産の取得について
- 日程第2 議案第37号 蟹江町立小学校校舎修繕等工事請負契約の締結について
- 日程第3 議案第38号 平成25年度蟹江町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第4 議案第32号 蟹江町税条例の一部改正について
- 日程第5 議案第33号 蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第6 議案第34号 蟹江町火災予防条例の一部改正について
- 日程第7 議案第35号 平成25年度蟹江町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第8 発議第6号 憲法9条を生かし、核兵器のない世界をめざすとともに非核三原則・武器輸出禁止三原則の厳正遵守することを求める意見書の提出について
- 日程第9 閉会中の所管事務調査及び審査について
- 追加日程第10 議案第36号 財産の取得について
- 追加日程第11 議案第37号 蟹江町立小学校校舎修繕等工事請負契約の締結について
- 追加日程第12 議案第38号 平成25年度蟹江町一般会計補正予算（第2号）

○議長 高阪康彦君

皆さん、おはようございます。

早朝よりご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、平成25年第2回蟹江町議会定例会の最終日でございます。ご協力をお願いいたします。

皆さんのお手元に、発議第6号、議会運営委員会報告書、各常任委員会の審査報告書、防災建設常任委員には、総務民生常任委員会で配付されました議案第33号の資料が配付してあります。

また、議員には、平成25年第1回定例会会議録の写しが配付してありますので、お目通しをお願いいたします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

ここで、去る13日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長 菊地久君、ご登壇ください。

(10番議員登壇)

○議会運営委員長 菊地 久君

おはようございます。

議会運営委員会の報告をさせていただきたいと思っております。

それでは、6月13日に開催いたしました議会運営委員会の協議結果の報告を申し上げます。最初にでございますが、意見書の取り扱いについてであります。

平成25年第2回定例会に提出された16件の意見書の取り扱いについて協議いたしましたところ、採択することになった意見書は1件でございました。

ア、憲法9条を生かし、核兵器のない世界をめざすとともに非核三原則・武器輸出禁止三原則の厳正遵守することを求める意見書、この1件は、全会派の賛同が得られましたので、本日、議員提出議案として上程し、採択することとなりました。

次に、不採択となった意見書は9件でございました。内容につきましては、お手元に配付資料アからケでございますので、お目通しのほどをお願いいたしたいと思っております。

この9件につきましては、全会派の一致を見ることはできませんでしたので、不採択となりました。

なお、継続審議とすることになった意見書は6件でございました。内容につきましては、お手元の配付資料のアからカでございますので、お目通しをお願いいたしたいと思っております。

次に、第3回定例会（9月）の日程が決まりました。委員会報告書に添付されているとおりでございますので、よろしくをお願いいたします。

次に、その他についてであります。

そこで、その他についてありますが、資料といたしまして、きょう皆さん方にお配りい

たしました。2つ出ております。まず、1件は、6月11日、本町地区公共用地として佐藤化学工業（株）跡地の土地取得を求める陳情書であります。もう1枚は、6月17日、本町地区公共用地として土地取得を求める陳情書が出されておりました、ここには本町で署名をされた方々、全部で2,325名という署名簿を添えて出されているということでございます。

では、この扱いについてでございますけれども、陳情書の取り扱いについてであります。今、資料をお配りいたしました、6月11日の午前中に、この陳情書を持ちまして町長室へ代表が1名お見えになったそうであります。そのときに、議長、副議長も立ち会いまして、議長、副議長も町長室で陳情書をいただいたようでございます。その後、6月17日午前中でございますけれども、議長室におきまして正副議長立ち会いのもと、本町の連合会長初め4名、全部で5名の方がお見えになりまして、先ほど言いました2,325名の署名を添えて町長宛てに出されたということでありました。

この扱いにつきまして、本議会終了後に開催される議員総会において町側から土地取得に関する詳細説明を聞き、議会の対応を決めることといたしたいと思っております。特にこの問題につきましては、3月の一般質問にも出されておりますし、昨年以來ずっと出されていることでございますが、この問題を議会として結論を出さなければいけないと思っておりますので、それには町側が現在の時点で陳情書に対してどんな考え方があるのか、どういう姿勢でおるのか、どういう状況をつかんでいるかを聞いた後で、議会側の態度を決めたらどうかということに相なりましたので、この件について議員総会の中で決めていきたいと、こういう内容でございます。

2点目でございますが、気管切開児童の状況についてであります。

これも議員総会におきまして教育長からその後の経過報告をいたしていただきたいということでもあります。

3点目、蟹江警察署の建てかえによる説明についてであります。

蟹江警察署を現在のところ建てかえたいと、そういうようなことにつきまして、どうも早急に何とかならんかというようなことも含めまして、きょう、議会側に来まして、ぜひこうこういう内容だから聞いてほしいというようなことのようにございますので、これ、日程上ちょっと混乱するといけませんので、きょうの午後1時から、議員総会において蟹江警察署長より説明をいただくという日程でございます。いろいろと日程調整が難しかったわけでございますが、多分予定的に、午前中ぐらいで終わって議員総会に入っておればまたそうでございますし、また、議会がそのまま継続しておりましたら1時のときでございますので、その辺は議長の配慮によって、いずれ1時にお見えになるそうでございますので1時から説明を聞く、そんな段取りでいきたいと、こういうことでございますので、ご了承のほどをお願い申し上げます。

4点目でございますが、9月議会議案説明会の開催についてであります。

8月21日水曜日午前10時から、全議員に議案の説明をしたいということでございますので、お願い申し上げたいということになっております。

以上、報告といたしますので、よろしくお願いいたします。

(10番議員降壇)

○議長 高阪康彦君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長 高阪康彦君

日程第1 議案第36号「財産の取得について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○政策推進室長 伊藤芳樹君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第36号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第36号は精読とされました。

○議長 高阪康彦君

日程第2 議案第37号「蟹江町立小学校校舎修繕等工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○教育部長・教育課長 鈴木智久君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第37号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第37号は精読とされました。

○議長 高阪康彦君

日程第3 議案第38号「平成25年度蟹江町一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 加藤恒弘君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

報告が終わったので、これより質疑に入ります。

○10番 菊地 久君

10番 菊地でございますが、11ページの蟹江高校の問題であります。購入費は購入費で先回も説明がありましたような積算価格の中でこういうような数字でお買いになるということですが、問題は工事費でございますが、工事費の内訳として、前回の協議会で出されましたことで分類していきますと、まずは壊す費用としてこの予算になっておるというわけでございますけれども、その日、現地も見てまいりましたが、先ほど財産種目の中でいろいろと書いてございました。学校のどこどこが幾らで、だからということが書いてあるわけでございますけれども、まずは既存のものを全て壊す費用であって、建物としては、残るのは南校舎1棟を除いて、その他は全て取り壊すと。原則全部取り壊すという費用が今回の費用なのかと。特に、フェンスなどもあるわけで、古ぼけたね。あれも全部、例えば壊して、全部境界線のところまでなしにして、見たところ残るのは南校舎1棟が残ると。それから、樹木でそのまま使ったほうがいいなというものは、できたら残しておきたいと。学校で、取り壊した学校の後の基礎ぐいについては、全部引き抜くのではなくて地上から幾つまでのところを切断して、残して埋め戻しをしておこうと、こういうような説明があったわけでございますが、そこで再度お尋ねいたします。

まず、第1点目としては、既存の、先ほど一覧表出ましたけれども、ついては、一通り一遍、外周のフェンスなども全て取り壊すということなのかどうなのか。今回の工事の内容としては、先回の協議会で出されました、買った後の利用方法として南校舎を残して、これも来年南校舎はいろいろと利用目的によって26年度の当初予算に整備費を入れようと。それから、西側のほうは西側のほうで、何か扱う、書いてあったね。多目的グラウンド、広域避難所とか防災施設、教育施設とか、そういうのは来年度の予算の中に計画として入ってくるということになっておりますので、はっきり言って今回は南校舎の1棟だけを残して、あとの建物全てを壊すと。更衣室があったりトイレがあったりプールがあったり、いろいろありますね。全て壊すと。境界にあるフェンスも全部壊すと。そして樹木で残したほうがいいなという樹木はそのまま残す、これが今回の計画だと。そして、その計画をざっと予算として、こういう工事請負費として2億1,000万という予算ですね。撤去工事費としては2億1,000万

だよ、こういう見積もりだよというふうに理解していいのかどうなのか、もう一度お尋ねします。

○政策推進室長 伊藤芳樹君

お答え申し上げます。

まず、今回の解体工事として考えているものについてでございますが、おっしゃるように南校舎は当然残します。それと、もう一つ、器具庫がございますが、器具庫もいろいろたくさんありますけれども、ちょうど南校舎のすぐ前ぐらいのところに器具庫ございましたが、それは、実は大学との話し合いもありますし、大学のほうとしても使いたいということもありますので、それは、その器具庫を一つ残す、あとは全て解体するという、そういう状況で考えております。

それから、外周のフェンスです。外周のフェンスについては、これは基本的には残した状態で進めようと思っております。といいますのは、外周フェンスは、基本的にはまだそれほど傷んでいないということもありますし、ただ、本当に北側のフェンスが、下のほうがちょっと腐食しているということもありますので、それはいずれ町のほうで新しくつけかえるなり、そういうことをしようとは思いますが、今回の解体の中には入れないという、そういう感じで思っております。

それから、樹木でございます。樹木も、せんだってお話ございましたように、基本的には記念樹として大きなケヤキ等がございますが、そのケヤキについては残していく方針で考えております。大きな木が3本、実は記念してありますが、その3つについては基本的には残していこうと、そんなふうに考えております。

そういうことで進めようと思っておりますので、お願いいたします。

○10番 菊地 久君

きょうの予算が可決したときに、大体いつごろ工事を発注されて、特に建物を壊しますと、これから秋になってくるで、夏のさなかだとほこりが散ったりいろいろ迷惑かけたり、いろいろなことになってきますけれども、風向きなどもこれから北風に変わってきますので、建物が北側にあるわけですね。そういう意味ではと思っておりますが、必ずこういう解体工事などをやると非常に地域に迷惑かける面がいっぱい出てくる。まず騒音の問題どうなの、土曜日でも日曜日でも壊されるんですか、ほこりはどうなのですかと。きちんとそれには対策を打って、水を打ちながら迷惑かけないようにやるだとか、そういうことは当たり前のことでありますけれども、特に公共団体がやることでございますので、厳しく入札のときには、業者選定ということになるかわかりませんが、業者選定に当たっても厳しくお話をしておいていただきたいというふうに思いますし、先ほどのフェンスの問題は、周辺にありますフェンスはこのまま残しておこうと。そして、来年度利用できるようになったときに必要なフェンスは修繕をしたり色を塗ったりというようなことになるだろうというようなことでございます。

ので、またこれを取り壊しにかかっていって、来年の今度は南校舎の利用価値書いてありますが、いいのかどうか、これもね、本当はこういうほうがいいのか、耐震はどうなのかとか、教室はどうなのかと、もう少し具体的にやってほしいと思いますし、多目的広場、町民の皆さんが使える、ああいう方法で本当にいいのかどうかということは、まだ時間があるものですから、あくまでもこれは理事者側が考えた原案であって、町民の意見というか、我々の考えや意見なんていうのは、どこも一つも入っていないですわ。皆さん方が、優秀な皆さんがつくったことですので、でしょうけれども、やっぱりこれは使う側になって、皆さんはどうなんですかと。議会の皆さん方は、せっかくこれだけの立派なものを、愛大にこっちを貸すけれども、片一方の西側のほうの利用価値、これはもっと何かいいもの、あるでしょうかというようになことを精査しながら、来年度の26年度事業に反映すると、こういうようなことを、そういう機会もつくっていきたいと思いますので、ぜひご検討の段階でまたひとつお願いを申し上げておきたいと、こういうふうに思います。

○議長 高阪康彦君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第38号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第38号は精読とされました。

○議長 高阪康彦君

日程第4 議案第32号「蟹江町税条例の一部改正について」

日程第5 議案第33号「蟹江町国民健康保険条例の一部改正について」

を一括議題といたします。

本2案は、総務民生常任委員会に付託されております。

委員長より審査結果の報告を求めます。

総務民生常任委員長 吉田正昭君、ご登壇ください。

(12番議員登壇)

○総務民生常任委員長 吉田正昭君

総務民生常任委員会に付託されました2案件につきまして、6月7日に委員会を開催し、全員出席のもと審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

まず初めに、議案第32号「蟹江町税条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、個人町民税の住宅借入等特別税額控除を受ける期間を延長するとあるが、何年延長するのかという内容の質疑がありました。

これに対して、4年間延長となるとの答弁がありました。

他に質疑を求めたところ、他に質疑もなく、質疑を打ち切り、討論を求めたところ討論もなく、議案第32号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、今回の改正に伴い、特定継続世帯で該当する世帯の数は、また、負担額は幾らふえるのかという内容の質疑がありました。

これに対して、今回該当する特定継続世帯は170世帯あるが、5年経過後に2分の1から4分の1の軽減になる。また、負担額は最大で6,250円の増となるという内容の答弁がありました。

次に、該当して保険料が上がる人たちに国保会計で補助することができないかという内容の質疑がありました。

これに対して、国保会計も財政的に厳しい状態が続く。今回は地方税法の改正によるもので、町としては4分の1の軽減を続けていくということで理解をいただきたいという内容の答弁がありました。

他に質疑を求めたところ、他に質疑もなく、質疑を打ち切り、討論を求めたところ討論もなく、議案第33号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、報告にかえさせていただきます。

(12番議員降壇)

○議長 高阪康彦君

以上で委員長報告を終わります。

これより議案ごとに委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日程第4 議案第32号「蟹江町税条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第32号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第32号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第33号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」の委員長報告に

対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第33号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第33号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第6 議案第34号「蟹江町火災予防条例の一部改正について」を議題といたします。

本案は、防災建設常任委員会に付託されております。

委員長より審査結果の報告を求めます。

防災建設常任委員長 黒川勝好君、ご登壇ください。

(9番議員登壇)

○防災建設常任委員長 黒川勝好君

防災建設常任委員会に付託されました1案件につきまして、去る6月7日に委員会を開催し、全員出席のもと審査を行いましたので、その経過と結果につきましてご報告申し上げます。

議案第34号「蟹江町火災予防条例の一部改正について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、数年前に火災報知器の設置が法制化されたが、町内の普及率はどのくらいかという内容の質疑がありました。

これに対して、住宅用火災報知器の設置率は、全国では77.5%、愛知県では81.4%、蟹江町では75%であるという内容の答弁がございました。

次に、町内の設置率が75%との実感がないが、どのような調査をしたのかという内容の質疑がございました。

これに対しまして、全戸確認をしたわけではなく、町内のホームセンターで200名にアンケート調査を実施し、推計を出したものであるという内容の答弁がございました。

次に、火災報知器が設置されたことにより、火災が未然に防がれたという事例はあるのかという内容の質疑がございました。

これに対しまして、全国的なデータによると、報知器がついている住宅とついていない住宅の比較分析したものが、ついていない住宅では3割くらい火災による死者が減っている

という内容の答弁がありました。

次に、火災報知器の維持管理の規制はないのかという内容の質疑がありました。

これに対して、電池式の報知器はおおむね10年で電池交換が必要で、電池が切れると警報ブザーが鳴るようになっている。維持管理については、各世帯各個人で気をつけていただきたいという内容の答弁がございました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ討論もなく、議案第34号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、報告でございます。よろしくお願いいたします。

(9番議員降壇)

○議長 高阪康彦君

以上で委員長報告を終わります。

直ちに委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第34号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第34号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第7 議案第35号「平成25年度蟹江町一般会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

○8番 中村英子君

8番 中村です。

15ページですけれども、予防接種の関係と、あと一番下の土地改良事業に対する委託料と2点に関して質問いたします。

子宮頸がんワクチンのことでもあります。新聞やテレビなどの報道だけによりますけれども、これによりますと、かなり従来は積極的に子宮頸がんワクチンというものを接種しようというような動きで、しかも国がその費用を負担するというようなことになっておりましたけれども、ここに来まして非常に厚生労働省も、その副作用の強さを配慮したということだと思

いますが、積極的にはこれを勧めないというような方向転換とも思えるような方針が示されました。

そこで、町として、女性に対する——小学6年生から高校1年生ぐらいまでですけれども、子宮頸がんワクチンに対する対応ですけれども、どのように対応がされていくのか、それについて、まずお考えを伺いたいと思います。

それから、2点目ですが、15ページの一番下ですけれども、土地改良管理費という中ですが、委託料といたしまして津波の避難階段及び屋上の手すりを設置する工事を委託するんだよというふうに出ております。そこで、これは説明によりますと、鍋蓋の排水機場だという説明が初日の日にございました。

そこで、1つは、排水機場と避難所との関係ですけれども、排水機場を避難所にしたかどうかというような考え方も示されておりまして、岡村安心安全課長も、今年の段階ではそれについて検討していきたいというようなことも答弁をされておりました。

そこで、排水機場を避難所として設置できるのかどうかというようなことについて考えがまとまっているのか、全体構想というようなものまで行っているのかどうか、避難所と排水機場ということについてのお話を伺いたいと思います。

それから、ここで、今、答弁を待つわけですけれども、ここが避難所になるのかどうかというのはちょっとわかりません。わかりませんが、鍋蓋の排水機場が津波の避難階段をつけたり屋上に手すりをつけたりすることは、津波が来たらここへ行けばいいということになるんだと思うんですが、その場所について考えてみますと、一番蟹江町でも南の先端でありまして、さぞかし土地も低いと思うんですが、電柱を見てみますとマイナス1.0メートルというふうになっております。その付近の電柱では、町が今回電柱に表示した海拔の表示によりますと、マイナス1.0メートルというふうになっています。そこで、排水機場の高さですけれども、これも建てかえられましたので、きちんとしたものになっているんですけれども、以前に比べては立派なものになっていますが、これが2階建てのような感じにはなっています。大体どのような高さか、4メートルか5メートルぐらいあるのかもしれませんが、マイナスですので、そこに災害が来た場合ですけれども、果たしてここが、災害の程度にもよりますけれども、このような逃げ場所的なものとして設置して、果たしてあそこが適正なのかどうかということについても、ちょっと私としては疑問を持つわけですが、それは災害が大したことがなければいいわけですけれども、今言われていますように三連動が起こってというような国の大きな被害想定を考えると、あそこに、じゃ、いることが、果たして津波に対しても安全だよというふうに言えることなのかどうか、その辺についても疑問がございますので、これについてお伺いしたいと思います。

それから、もし仮に排水機場を避難所みたいな形に持っていきますと、これは費用的に県がやるのか、国が今回85%というような説明もありましたけれども、どのような費用負

担ということ、それから、設置の主体というのはどうなるのかということも問題ありますので、それについてお考えを伺いたいと思います。

○民生部次長・健康推進課長 川合 保君

子宮頸がんワクチンの関係でございます。

町の対応としましては、14日付で厚生労働省のほうから勧告のほうをいただきました。15日午前中に、町内の各医療機関のほうに、その勧告内容のほうをファクスで通知させていただきました。厚生労働省のほうの言うております積極的にはお勧めしませんということで、積極的な勧奨をしないということでございます。ご本人が理解した上で受けていただくということとなっております。定期予防接種としてとなっておりますので、中止したわけではございません。なお、17日午前中に、また各医療機関のほうを全部回りまして、町内の医療機関全部回りまして、ポスターのほうを掲載していただくようお願いいたしてきました。

以上でございます。

(発言する声あり)

郡内の海部地区の医療機関といますか、海部、津島の医療機関のほうからの通知のほうも各医療機関のほうに出ておりまして、統一の見解を出しておるところでございます。

以上であります。

○土木農政課長 伊藤保彦君

ただいまの質問にお答えさせていただきますが、まず、こちらの事業といたしましては、新しく3カ年、25年から27年にかけて、愛知県が県民の命を守る緊急減災事業ということで、二次災害を少しでも防ぐためにということで新しい事業が創設されました。

そんな中で、鍋蓋につきましては、非常に高い建物が無いということで、万が一お昼の間にそういった津波等でもし水が入ってきたときに、お父さん、お母さんが皆仕事に行ってみえるということでありますと、少しでも近いところに緊急の避難所があったほうが良いということで今回計画をさせていただきました。

事業主体につきましては、これは湛水防除協議会というもので運営をしておりますけれども、蟹江町が事業主体となります。

以上でございます。

(「ほかの排水機場の関係も言ってくださいよ。排水機場を避難所にしていくんですか」の声あり)

他の排水機場につきましては、蟹江町土地改良区が管理しているもの、また、水利事務所の関係の土地改良区が管理している排水機場がございます。それにつきましては、近くにそういった建物がある場合には、そこに付けるというようなことは必要ではないかと思いますが、あくまでも周辺にそういう避難所がないというようなところであれば、他の改良区なり水利事務所のほうも、つけたいというような意向は聞いてございます。

以上でございます。

○8番 中村英子君

予防接種の関係ですけれども、医療機関にそのようなことを伝えているというようなことですけれども、医療機関は、そうしますと接種の相談に個々が行くんですか。個々が接種しに行くのか、接種の相談に行くのか、ちょっとわかりませんが、結局は個人の判断に委ねるみたいな話になっていますけれども、個人の話に委ねても、その判断材料というのがなければ、これわからないですよ。個々に任せられても、じゃ、うちの娘、打ったらいいのかわからないのかわかってちょっとわからないんですよ。どうしたらいいか、実際のところ言われても。だから、どうするんですかということをお聞きしたいんですけれども、それを医者がどの程度材料として説明するのか。例えば、町の場合ですと、結局子宮頸がんの罹患率というものがあるんですよ。罹患率というものがあって、これもそう高くないんですけれども、罹患率というものがありますよね。それから、予防接種を受けて、副作用に副作用率というものもあるんですけれども、実際、そういうような全体の材料を提供して本人に考えてもらうというようなことなのか、何か材料を提供しないと全然わからないですよ、打っていいものか悪いものか。どうしたらいいんですか、娘がいたら。それを言っていたきたいというのがありますよね。どうしたらいいんですか。そしてまた、判断材料というものは、どういうふうに、どこで提供されるのかというようなことです。それについて、もう少し当事者として答弁をいただきたいというふうに思います。

それから、排水機場の関係ですけれども、今、鍋蓋に高い建物が無いというようなこと、もちろんあそこ全然ないですけれども、ないということなんですが、しかし、私が今不安に思っていることは、津波が4メートルとか5メートルと違って最大ですよ。これ、最大来るとは限りませんよ。限らないので、私は必ず5メートルとは言わないんですけれども、しかし、最大ということを見ると、ここに集まって避難してくださいと言ったら、これ、耐え得るのかなというふうに思うんですよ。ここへ避難してくださいと言うんですけれども、耐え得るだけの高さにあるのかということをお不安に思うものですから今質問しているわけですが、その点についてどういうふうに思っているのか聞きたいと思います。

それから、他に避難所がない場合は、排水機場も考慮に入れて県との協議の中でやるという話ですけれども、そうしますと、蟹江高校の跡地に今新たに避難所として4階建ての南校舎を残すということなんですけれども、そうしますと、新千秋に住んでいる人と、少し大海用の南のほうに住んでいる人たちですけれども、あそこに善太の第3排水機場というものがあるんですよ。これも非常に高い位置になっております、善太の第3排水機場というのが。この第3排水機場は、そうしますと、近所にはないということになるのが、近所には蟹江高校をつくったからここは対象にならないということになるのか、その辺はどういう見解なのかをお伺いしたいと思います。

○民生部次長・健康推進課長 川合 保君

担当課からの対応ということですが、医療機関のほうに連絡させていただいておるのは、あくまで厚労省からの通達、勧告のものについて通知させていただいたんですが、一定のリスクがあるということでもあります。その一定のリスクが、今、新聞紙上で言われているところでございますが、定期の接種ということでありまして、1回目、2回目、追加と、3回あります。1回目打った人につきましては、2回目だとか追加だとかというところで、また医療機関に伺われることがあると思いますが……

(「打つかどうかの判断材料をどう提供するのかということ」の声あり)

それにつきましては、厚労省のほうから連絡が入らないことにはできませんので……。

○町長 横江淳一君

中村議員の質問であります例のHPVのワクチンの件であります。本当に唐突に深夜に我々のほうに連絡が来まして、即医師会と対応させていただきました。お休みだということもありまして、なかなかスムーズにいかないかなと思ったんですが、大変早い対応をしていただきました。

それで、今、担当が申しあげましたのは、ご存じのように、海部郡というのは海部医師会それから津島医師会がございまして、今、積極的に特定健診、がん検診の乗り入れも同じレベルでやっております。ある意味、医師会の中でもしっかりと統一見解をとってほしいということで、海部医師会の谷本先生であります。文書も私どももいただいております。その内容は、多分お見えになられても対象者に対して、こうこうこういう副作用が、重篤な例がたくさんありますので、しばらく控えさせていただくという、そういう意思の強い文章であったというふうに私は理解をいたしております。

それで、きのう、実は医療部会の担当の市長さん——新たに市長さんになられた方ですが、あま市長さんと3人でお話をする機会がありまして、この件についてもまだまだしっかりとしたお話はしておりませんが、今、議会開催中でありまして、それで、医師会とも話をしながら、一定の結論を早いときに出そうということで、医師会との調整をこれから進めるということでも話をしておりますので、いましばらくお時間をいただけるとありがたいと思います。

再度申しあげましたとおり、多分控えるということ、かつては中村議員もご承知おきいただいていると思いますが、日本脳炎のときに同じようなことがあったやに思っております。ワクチンについての安全性がしっかり厚労省のほうから確認できたときに、また答えが出るんじゃないか。ただ、しばらくの間は大変不透明な答えしかできませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

○土木農政課長 伊藤保彦君

鍋蓋の排水機場の関係でございますが、確かに津波が5メートルなのか7メートルなのか、

そういった災害は考えなくてはいけないと思いますけれども、近くにそういった避難する施設がないということは、住民にとっては非常に不安になるということで、今回つけさせていただいて、避難所があるということは、やはりつくらないというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

それと、善太排水機場につきましては、こちらは日光川西悪水土地改良区が管理しております、こちらにつきましては今現在、吐水槽のほうに上っていただくように避難所として指定させていただいております。そんな中で、先ほど議員が言われましたとおり、高い施設だから、新千秋の周辺の方が逃げるのに、そういったところがあつてはどうかということになろうかと思ひますが、この辺につきましては、また日光川西悪水の土地改良区さんのほうに、そういった計画があるのかないのかということをもたお尋ねしたいと思ひますので、もう少しお時間をいただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○8番 中村英子君

予防接種に関しては、控えるなら控えるで、海部・津島、それは統一して皆さんに言ってもらえば、控えるなら控えるでそれはいいと思ひます。ただ、個人の判断に委ねるということになるんだつたら、その判断材料をきちんと提示しないと、判断材料というのは持っていないので、どうしたらいいかわからないということも申し上げておりますので、今の町長の話ですと、国のほうの方針転換をめぐつて海部・津島は控えていく、そういうことで認識しましたので、それはそのほうがいいと思ひますので、控えるということも認識しております。

それから、避難所のことなんですけれども、そうしますと、私が心配していることは、近くに高いものがないので、そこへというような考えなんですけれども、東日本大震災の教訓というものを考えますと、安易に近くに建物がなからだけという理由ではなくて、本当にそういうものが来たときでもいいよというような状況をしっかりとつくりたいと、避難した場所が被災の場所ということがあるものですから、私はそれを心配して言っているわけで、鍋蓋にいたしましても、結局地震が来ました、そして津波が来るまでの時間というものがあるんですよ。この時間があるんです、何十分という時間があるんです。ですから、むしろ、これ遠くに逃げるということのほうがいいのではないかとつうふうに素人ながらに考えるわけなんですけれども、その大きさによっては、避難して、そこへ行ったところで被災しますよという可能性が、ここ、あるのではないですかということもまず私は指摘をしますので、そここのところをよく考えていただきたいと思ひます。

災害の程度は、先ほども言いましたようにわかりませんから何とも言えませんが、最大を考えたときは、ここ危なくないですか、そういうものに設置しておいてどうでしょうか、不安ですということもまず言っておきます。

それから、膳太の第3排水機場ですけれども、これはまた新千秋の人も近いわけですし、また大海用の南側に住んでいる人も近いんですけれども、ここはそうしますと、避難所とし

での指定をしていくという考え方でよろしかったですかね。避難所としての指定はされるんだよと。聞くところによりますと、外階段もないし、いろいろ設備としてここにも、避難所であるならば設備をもっと追加しなきゃいけないということもあるわけですがけれども、その用を追加しながら、膳太第3排水機場は避難所として認定していくという考え方で、まずよろしいということですね。

そうしますと、蟹江高校が持つ緊急避難所の意味ですがけれども、あとどういうふうに関係解釈したらいいんだろうかということも私思うわけで、最初は、私、鍋蓋やら新千秋の人たちやら大海用の南側の人たち、これは蟹江高校を避難所として南校舎がという話だったんですがけれども、そうしますと、その前に新千秋から遠いですからね、蟹江高校までは。高齢者というのはちょっと大変ですよ、どういう災害状況になっているのかわからないので。そうしますと、善太の第3排水機場を指定していきますと、一体蟹江高校の南校舎の——緊急ですよ、復旧作業ではないですよ。緊急の避難所としての能力、機能というのは、どういふところに求めていくのかなというのが少し疑問なものですから、その辺についても説明をお願いしたいと思います。

○安心安全課長 岡村智彦君

まず、鍋蓋のほうですがけれども、善太の排水機場に関しましては協定のほうを結んでおりまして、津波避難ビルということで指定がしてございます。実際に新千秋のほうに関しましても、そちらの排水機場を使った避難訓練を実施しております。いろいろと時間がかかりますが、そこは本当に津波等が4メートルと今言われておりますが、果たしてその建物が東日本大震災を教訓にしまして大丈夫かということがあるんですがけれども、そういう大きな南海トラフ等の地震等が発生した場合に関しましては当然時間がかかります、津波がある部分に関しては遠くへ逃げてくださいというようなことを啓発しておりますし、蟹江高校の跡地に関しましても、これから4階部分に関して防災のいろいろな備蓄資材だとか、いろいろな会議をする場所だとか、さまざまなことが考えられますので、そちらのほうはまた検討してまいりたいと思います。

とにかく時間が1時間以上あるということでございますので、それぞれ避難所は近くあるというケースはあるんですが、最大の数値で4メートルほどということが今現在では数値が出ております。そこまでは至らないかもしれませんが、蟹江町の地域、海部地域に関しましては液状化という現象もありますし、それぞれの対応ということが必要になりますので、できるだけ安全な場所に逃げていただくという減災のことを周知していきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長 高阪康彦君

他に質疑はございませんか。

○10番 菊地 久君

まず、11ページ目、役場駐車場の舗装工事の件であります。

役場の駐車場を舗装したいし補修をしたいということで、九百九十何万の予算を組んでありますけれども、必要性とか必要性でないということは私も判断基準はありませんが、駐車場について、役場の駐車場、南側、北側、東側にありますけれども、車の路線と言うのかどうか知りません、車こう、線引いてありますよね。東側は、今だんだん変わってきておるのは、スーパーのようにU字型の線を引いていますよね。昔は1本なんです。1本よりも、ああいうやり方のほうがとめやすいというようなことで、町は向こうのほうの、本町のほうの公民館、あの駐車場もそうなおるんです。今なっていないのは、古い役場の南、北です。とめやすいか、とめにくいと言ったら、全体的に考えて、どこのスーパーでも非常にとめにくい。今のほうが、バローへ行ってもそうですし、よそのスーパー、全部ああいう線に変わってきています。それはとめやすいということが第一ですね。だから、今回の駐車場をやったときの線をどういうふうにされるのか、それが一つです。2つ目には、高齢者がふえてきたんです。非常にどんどんふえてきておまして、おまけに車は、若い子は車の大きいやつに乗ってくるんです。だから、非常にとめにくかったり、いろいろと難儀されておりますので、その辺のところもよく考慮して、車幅は一定の、よそで調べてくるとわかるんですが、どうせやるならとめやすい状況にしてもらいたいのが一つです。

2つ目には、障害者の駐車場がありますけれども、庁舎の北側の、2台だったか3台ありますが、とめがないんですね、車どめというのがね。そういう立場の人だと、バックをしてとめる、前に行くととめるというとめ方が、車をぼーんとぶついたりなんかするという心配もあるものですから、車どめというのは必ず必要ではないかなと思いますし、シルバーの人がとめやすいような、シルバーの専用の駐車場というのが多くなった。役場、どこを見たら、シルバーのそういうところないんです。だから、その辺のところの頭をもう少し考えていただいて、時代の流れの中で、せっかく今回役場の南側を整備し、駐車場も整備されるならば、そんなことを念頭に入れた駐車場の整備、今やっていない北側もあわせてどうしたらいいのかと。高齢者に優しい、人に優しい蟹江町は、高齢者が車をぶつかってもいいのか、けがをしてもいいのかというようなみっともない形はいけませんので、役場が率先して高齢者の人が歩いて来いと言えればいいですよ。おまえら、大体年食ったので、車で来るほうがおかしい、歩いて来いと、こういうことなら別ですが、そうではありませんので、結構車で来たときおたおたとしてぶついたり、けがはないと思いますけれども、ぜひそんなことも考慮に入れた役場の駐車場の管理なのかどうか、その辺についてまず1点、考え方について、今度の工事計画について考えていなかったら考えを入れていただくとかご検討していただければ大変ありがたいと思いますので、後ほどお考えをお聞かせ願いたいと思います。

次に、15ページの農業振興地域整備計画策定業務委託料で260万つけてありますけれども、農業の振興地域という整備計画ということは、どんなことを基本に今考えられているのかな。

農業問題について、今、国のほうでTPPの関係で日本の農業、米または農業の土地をどうしたらいいのかと。民間の企業が全部農地を買って、そして農業の生産を上げるだとか、大きく今変化をしようとしておる。それに対抗して、いや、小さな農業の農地を守ることは自然環境を守ることになるという考え方と、非常に農業を中心にした形の中で、排水機にしる、道路舗装にしる、農業といえは予算も非常に通りやすい時代があったわけですね。あっこれは農地だよ、農地の整備だよと。米をつくるために排水だよということで、補助金だとか国のあれは非常によかったけれども、反面、農業を今営んでおる人たちが、排水機の負担金だとか何々だとか、田んぼを持っておって、米を全部農協につくってもらって、負担金を払って、残った金は何ぼやと。助かるのは、農地があること、土地があることだけなんですよね。だから、本当に農地を今後活用していこうというためには、こういう今度の委託業務は従来型と同じように、同じ農業でも農振地域といって網をかけちゃって、あの国道の南側や、あんなところは農振地域で網かけたり、舟入のあそこもそうで、国道から南のあそこも農業なんですよね。農振かかっておって、外すに、今までの補助金があつて、負担金を出さなきゃいかん。また、この区域はこれだけ何平米は排水機つくるために約束だから、ここは潰したら、ここをもう一遍かけようとか、そういうようなやり方で今日の歴史が来ておるんですよ。だから、今それを見直したらどうなの、農家の人たちもどうなのと。農業では飯食っていけぬし、邪魔だし、できたら農地じゃなくて市街化にしてちょうだい、区画整理してちょうだいというような声も高まっておるわけですね。

だから、もう少し農地の計画はどういうつもりで、委託料を出して、何をどうしようとしておるのか。どっちみち町が考えたことでなくて、県からどうせ来て、よそも多分そうじゃないかと思うんですが、蟹江町の農業政策、農振をどうするだというようなことで、策定をせよということだろうと思いますが、一つ、そういう点も踏まえてどうなのかということを検討する時期に来たのではないかと思います、この業務委託というのはいどこを目的にしようとしておるのか。いっそ、この点についてお聞かせを願いたいと思います。

次に、19ページでございますけれども、JRの駅の自由通路だとか橋上駅の概略設計だとか駅前広場の概略設計委託料などがここに組み込まれておりますけれども、全体的には、これ協議会のときに説明がありましたが、平成24年のときに業務委託料として東海旅客鉄道会社に、関西本線蟹江駅における自由通路新設及び橋上駅舎に関する基本計画調査業務委託をしますということで、1,828万5,867円精算しておるわけですね。その金額をつくってやっていただいて、調査の結果が3月31日ということでやってきておるわけです。

調査内容として、現況の測量、地質ボーリング調査、自由通路、橋上駅調査というような形で、一式、一式で委託をしてきたわけです。その成果品として、計画概要説明書、地質調査報告書、測量報告書、基本設計図案、平面横断測量図、基準点測量を含むというような形で1,800万使った結果が、そういうものが出てきておるよと。じゃ、その成果としてどう

いうものであったのかって、私どもわかりません、正直言って。どこにこれがあるの、決算のときでも結構でございますが、この中身についてどんな形で報告をいただいておりますのか。その報告に基づいて、全部でそのあとまだ3,300万円予算をかけて、今度は25年度の予算として、JR蟹江駅自由通路、橋上駅概略設計の委託として3,300万というのを、25年度、ことしは200万ですが、来年繰越明許でやりますので、3,100万で、3,300万、何だかんだやってもらおうと5,000万、JRの駅の設計委託、そういう概略図ができてくるだけで、工事にかかるわけではなくて、5,000万というお金を使って青写真ができるわけでありますので、第1次として業者に委託して地質調査やそれをしていただきました。今度はいよいよ駅舎についての絵をかくわけですね、ことしから来年にかけて。絵をかかれるとするならば、お尋ねするわけでございますが、担当者なり町としては、橋上駅だとか一般自由通路を兼ねたことを、東海道線でもいい、関西線でもいいですよ。高架だと名古屋の春田がやったので、見えてきて値段も全部、幾らの負担でどうだ、あれだけできたということわかりますが、町が今青写真をしておりますのは橋上駅と自由通路ですね。この青写真をつくらうということでありますので、それには、今まで全国的にJRで、こんなこと初めてじゃありませんので、あちらこちらでおやりになっておるとお思いますので、例えば、この近くではどこがそういうことを、最近橋上駅と自由通路のことを、JR、これは設計やなんかでも全部JRの関係のところは設計なんです。民間の一般の人は入れませんので、近鉄も一緒。鉄道なんていうと全部その中に入り込んで、全部そこら辺がやっていますので、経験も豊富だということですので、では、10年以内でも結構、どことどこでそういうものができたのかということをご存じだったら、それは今までの経過を踏まえて、こことここがこんなような感じで、そして、それを基本にしてやっていくと大体総工費は幾らぐらいで、地元負担金が幾ら、JRは幾らだったとか、そんなことがわかってくるとお思いますので、一度、せつかくここまで出ておりますので、わかった範囲でぜひお出ししてもらいたい。

また、あわせて、今度の町長の所信表明でもありますように、大きく今度は大風呂敷なんて言っては失礼でございますが、本当に大胆に3つの駅の開発、これは大変なことなんです。よう所信表明に書かれたなと思うぐらい大胆に、JRの駅、近鉄の駅、富吉の南、蟹高を中心とした区画整理事業、それは相当な度胸が要ったであろうな。そして、言った以上はそれを実現するためにどういう手だてを踏まえていくのか、どうしたらいいのかという大変な事業が発発をするわけでございますので、青写真をつくり実施をしていくと。大変なことでありますので、まずそこで、わかりやすく言えば、例えば近鉄の橋上駅はどうか。これは調べてすぐわかるんですよ。弥富に行きますと、国体のなぎなたをやったときに、弥富の駅を橋上駅にしまして自由通路もつくってありますので、そのときはちょっと補助をもらっておりますが、地元の弥富町が幾ら出したとか、全体工事計画出ていますので、それを参考に幾らですよって、おわかりだったらそういうことも、せつかく青写真を出

す以上は、例えば近鉄の橋上駅だと、蟹江で橋上駅で自由通路をやりますと、弥富さんではこうこうでございましたよと。そこへ、例えばエレベーターをつけると、それにプラスどうなりますよとか、そういう、もう少しわかりやすい、できるかできぬは今後のことでございますので、1年、2年でできるようなことだっただけで誰でも思っていないので、大体青写真はこういう青写真を描きながら予算措置も考えなきゃいけませんしということだろうと思いましたが、ぜひ今のJRの駅も委託して、地質調査をしたり自由通路とか橋上駅の計画図だとか、こういうことは一応1,800万出して業者にやらせていますので、そうすると、大体漠然と絵もかけてきておるはずですね。だから、それをあるとするなら出してもらいたいし、参考としてどこの駅がこういうことをやっていますという、だったらそれも言ってもらいたい。近鉄の橋上駅にしろ、一般通路をやるとどうだというような点を教えてもらいたいと思いますし、先回もいろいろ意見出たおったと思いますが、東郊線を、例えばJRのところを陸橋で向こうへ渡ろうとする。これは町ではとてもやできることではありませんので、ぜひ県道に格上げをして、県道にしようが何しようが、予算、大変な金が必要だと思います。土地を十何間か、そういうようなことも抱き合わせながら全体像というものをもう少しわかりやすくお示しいただかないといかんし、また、今度の橋上駅の南側、新本町線を消防署の前を通ってずっと南へ行って、そこへロータリーをつくらうと。ロータリーのところを駅だと、その北側がまた同じように向こうにロータリーがあって、橋上駅でございますので向こうへ行き来できるし、自由通路で向こうへ行ってとか、すごい構想は素晴らしいと思っていますが、それらについても、もう少しね、1,800万使い、今度も3,300万で、5,000万の、これ設計委託ですからね。工事にかかっているわけじゃない、青写真だけですよね。一応これだところだ、こういう絵だ。それがきょう出されておりますので、ぜひわかりやすくね、一番手っ取り早いのはわかりやすく、例えば、どこの駅はこうだったよ、いつごろにやった駅があるよ、心配だったら見てりゃあとか聞いてりゃあ、あんたたちと言うなら、すぐ行って調べてきますし、JRへ行って聞いてこいと言うならJRへ行って聞いてきますが、今知っておる限りで結構でございますので、担当の皆さん方が知っておる限りのこと、現状こうするということについて、ぜひお尋ねしておきたいと思います。

余りたくさん言っておると、質問がわからなくなりますので、この辺でまずは質問を終わります。

○総務部次長・総務課長 江上文啓君

私のほうからは、役場駐車場の整備舗装工事についての説明をさせていただきたいと思えます。

まず、今回役場駐車場の南側を舗装するに至った経緯はでございますが、ここは約1,650平方メートルほどございます。これは昭和51年に建築しておりますので約37年経過して、皆様方ご存じだと思いますが、亀の子状態と申し上げますが、水はけも非常に悪い状況でござ

いますので、まず南側の舗装を改修させていただきたいと。なぜ北側に、逆に申し上げますと、北側の駐車場をやらない理由といたしましては、実は来年もしくは再来年に下水道の工事を控えております。こういった工事の関係で、東側の通路とか庁舎北側の駐車場をかなりさわることになるかと思われま。そうなりますと、そういった工事が終わってから改めて北側の駐車場を整備したほうがいいかなという考えもありまして、今回は南側だけをお願いしたいというものでございます。

次に、菊地議員のほうからいろいろたくさん提案いただきました。

その中で、まず白線の件でございます。こちらにつきましては、菊地議員がおっしゃいましたように、今、最近のはやりと言ったら何ですけれども、二重線というんですか、私どもの東側にある駐車場のように二重に引くのを考えております。

次に、それからあと障害者用でございますが、今、現在2台確保されております。ただ、障害者用が今の規格から考えますと少し狭うございますので、もう少し広くできないかなと考えております。ただ、その場合には、ひょっとすると1台分ぐらい駐車スペースがなくなる可能性もあります。

それから、車どめの件でございます。南駐車場の一番南、樹木沿いには確かに車どめがございませんので、これにつきましても今回の工事で何とか設置したいと考えております。

それからあと、車幅の件は、これはなかなか難しいものがありまして、駐車台数との絡みがありますので、できる範囲でやらさせていただきたいと考えております。

あともう1点、シルバー用というのは、ごめんなさい、私、ちょっと勉強不足でわからないんですけれども、そういったものも含めまして、詳細はこれから設計してまいりますので、その中で盛り込めるものにつきましては最大限盛り込ませていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○土木農政課長 伊藤保彦君

それでは、農業振興地域整備計画策定業務委託料について説明をさせていただきます。

この整備計画に関する法律というのがございまして、基礎調査をおおむね5年ごとに行うように農林水産省令に定められております。実際は平成12年度に一度見直しをした以降、余り大きな変動がないということで見直しはしてございませんでした。

そんな中で、菊地議員が言われましたとおり、1号線の南に小さく農用地があるだとか言われるところもそうですし、そういった一団とした形成をされていないような農用地もございますので、そういったところも見直しも含めて、今回、この作業の委託をするものでございますので、よろしく願いいたします。

○産業建設部次長・まちづくり推進課長 志治正弘君

3点目は、私からご答弁差し上げますが、多項目にわたりますので、できるだけまとめて

答弁したいと思っています。答弁漏れがございましたらご指摘ください。

まず、昨年実施しました基本計画調査、これに基づきまして今年度から概略設計をやっていくという、菊地議員のご質問にありましたとおりでございます。

成果品でございますけれども、全協の資料の中に5項目、成果品として掲げさせていただきましたが、基本的にどの業務も一緒でございますが、測量関係の成果品、簿冊になったもの等々でございますので、あえて全協の場でも皆さんのほうにご提示は差し控えさせていただきましたので、ご了承をください。

2番目以降の質問の答えですけれども、今回、蟹江町が自由通路と橋上駅に向けた動きをとっていく中で、JRと当然協議を始めるわけですけれども、担当部署として、担当者として、まず一番何をやらなきゃいけないかといったら、今、自由通路、橋上駅ってどういったものなのかということを現地を見て、調べて、勉強することだと思いました。

今、質問の中にもございましたけれども、実はJRとの協議を進める中で、県内外で6駅、現地に行って、中には自治体の担当者とお話し合いを持たせていただく機会設けまして、いろいろ勉強させていただいたのもございますが、具体的には、愛知県でいうと、JR線ですが、春日井市の神領駅、一宮市の木曾川駅、稲沢市の稲沢駅、清須市の枇杷島駅、これ、近鉄でございますが弥富駅と、川越富洲原駅、これも今、橋上駅に最近になりましたので見てまいりました。事業費のことをお尋ねでございますが、ちょっと漠とした答弁で恐縮なんですけれども、全体で今言った6駅に限らず、一応うちが今調べた結果でもって、大体、すみません、駅の規模、質にもよるんですけれども20億から40億円ぐらいの規模の工事費がかかったというふうに聞き及んでおります。

今後でございますけれども、ことし、今、議員がおっしゃったように概略設計業務の中である程度青写真ができ上がってまいります。この業務、債務負担を今回お認めいただきましたならば、来年度に引き継ぐ事業として6月ごろ大体成果が上がってくるだろうということで、できればですが、できるだけ早い段階で議会のほうにもご報告したいなというふうに思っております。

お隣の弥富駅のお話をされました。あれはなぎなた国体の関係でちょっと特異な例がございますが、事業費として、すみません、大体で恐縮なんですけれども、25億かかったというふうに聞き及んでおります。

以上でございます。また答弁漏れがありましたらご指摘ください。

○議長 高阪康彦君

暫時休憩いたします。

(午前10時32分)

○議長 高阪康彦君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時50分)

○議長 高阪康彦君

先ほどの菊地議員の質問におきまして答弁漏れがあったということですので、志治産業建設部次長より答弁を行います。

○産業建設部次長・まちづくり推進課長 志治正弘君

すみません、東郊線の格上げにつきまして答弁漏れがございましたので、改めて私のほうからご答弁差し上げます。

東郊線の拡幅の県道格上げにつきましては、この本会議でもそうですし、全員協議会の中でもご説明をさせていただいておるわけですが、改めまして、毎年事務レベルではございますが、海部事務所で担当者と私も部長以下、私課長レベルで事業調整会議というのがございます。事業調整会議の中で、ここ数年、ずっと東郊線の県道格上げについては要望してまいっておりますし、もう一つ、愛知県の県議会議員の建設委員会県内調査というのがございます。これも毎年行われておりますが、これにおきましても町長みずから直接県議会のほうに訴えかけております。県道の格上げにつきましては、今後も機会あるごとに訴えてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○10番 菊地 久君

15ページの農振の関係でございますが、3年ごとに見直しというような形でおやりになりますが、では、今回ポイントとして、何が話として、農業をおやりになっておる人たちやら、農協の方も入っているかどうかよくわかりませんが、ポイントとして何が今まであったんだろうかなど。ざっとさっき触れましたけれども、国道1号線の舟入のところの、なぜここが農振なのかわかるようなところがありますし、それから、農業振興地域というのは本当に拡大をするのか縮小するのか、全体像として今置かれた——私は農業をやっていないものでいけませんけれども、農業従事者の皆さん方が本当にどう考えてみえるのかなど。国や県は、今まで従来で農業、農業言っておけば、補助金だけ上から丸投げで、何とか、ばあっとうまいことやっておりましたけれども、そういう時代ではないものですから、率直に意見が集約されながら、県や国に上げられるようなことは、ただ委託するだけでございますので委託料になっておるわけ。そうすると、町のそういう人たちの意見だとか考え方はどこでまとめられながらやられるのか。委託先の人や誰か長になってやるのかどうか、この辺はどういうやり方をされるのかなど、もう一度お願いしたい。

余り私は農業については詳しくございませんけれども、今、TPPの関係でいろいろとお話が出て、農業の将来についてどうするんだと。農業を企業化にするのが正しいのかどうかとか、こういう都市の近くの農業はこのままのあり方でいいのかとか、いろいろ考える絶好のチャンスにきたかなと思っておりますので、基本的な考え方なり現状の考え方をいま一度お願

いしたいと。

先ほど言いましたJRの駅の整備事業についてでございますけれども、一番最初の1,800万使って調査をやった内容でございますが、その内容というのは、結果報告というのはいかなる形で出てくるのかな、我々のほうには。決算のときにどういう、何をやらしたの、これはどうだったの、それはボーリング調査やった結果、ボーリングはどのようなボーリング調査、何メートルまで掘って地質をやったらどうだったとか、いろいろなことをおやりになったのをどのような形で議会へ1,800万の内容を報告ができるのかなと。決算のときで結構でございますので、1,800万の内訳をぜひ聞きたいと思っておりますので、それは出せるようにしておいてもらいたい。

次に、こうやって青写真でございますけれども、一定のぼやっと、今まで何もなかったものが具体的に絵だけでもぼやっとした絵がかけられるようなふうになってきた絵を、具体的に、あっ、そうかと。先ほど6つの駅をおっしゃったわけですが、そのうちで蟹江のような町の規模ぐらいで、このぐらいならどうだとかいう現地というのもおありだと思いますので、先ほど名前言いました中で、ぜひ一遍調査なり、現地を見られたほうがいいかなと思うところもあると思っておりますので、それらについてもできる限り資料をそろえておいていただいて、きょうでなくて結構でございますので、いつでも、例えば議会側でJR駅の整備計画についての例えば特別委員会をつくって、もう少しきちんと前向きにやろうとする場合だってありますし、これだけの問題でも常任委員会のほうでももう少し調べてもらうとか、そういうような方向というのは議会側からも積極的に出てくると思っておりますので、それに対応できるように事務方のほうは、いつでも、何を言われても一緒になってやろうというような姿勢が必要だと思いますが、その点についていかなるものか、今の出せる資料だとか答弁があったら言っていただきたい。

それから、特に申し上げたいのは、東郊線の陸橋だとかも大事でありますけれども、その前に、今までも各議員から出ておりました踏切の問題でございますけれども、ヨシヅヤさんができて非常にいい面と交通の面で、ヨシヅヤさんに行こうと思ったら、絶対東郊線から行っちゃいかんということは、それははっきりわかったものですから、東郊線じゃなくて、北側の駅前のほうね。あっちが楽ですよ。それから、中央道へ行ってから入ったほうが楽ですので、少しずつ知恵は回りますが、ころっと忘れて行ったときに、踏切のときに自転車は向こうから、北から来るわ、南から向こうへ行く自転車で、それはえらい混雑します。まだ近鉄はあかす踏切でございますが、あそこのほうがまだ踏切は自転車もスムーズに、人もスムーズに通れるんですよ。今は本当にJRの踏切のところは大変でございますが、今までのいろいろな約束事などがあって、どここの踏切を例えば閉鎖したらどうだとかという話もあったようでございますが、現実にそれができるのかどうか、できなかつたらどうするのかと。そんなかたいことばかり言っておらずに、踏切ぐらいは、あなた、交通安全の対策でJRやった

らどうだと、もっと強く言っていかなあかんと思う。いかに踏切を改善、直せと言って、住民運動を起こしてやらんことには、JR動かぬなら、やっぱりそういうことも大切かなと。人命が大事なんですよ。だから、そんな格好も踏まえておらなければ、これは何ともならんという結論出れば、そういう運動を起こすことも必要かなと思いますので、その点について、「JRがだめだ。JRは絶対言うこと聞かぬ。参った」と言うなら、参ったと言ってください。私たちの手に負えませんと。それならそれに向けて敢行すればいいと思っていますので、その辺もちょっとお考えをお聞かせください。

○土木農政課長 伊藤保彦君

それでは、菊地議員の質問に対してお答えをさせていただきます。

見直し作業ということでございますけれども、こちらにつきましては、全て町がこのようにしたいという要望だけではなくて、あくまでも農家の意向調査を行います。農家さんに意向調査を行いまして、今後どのようにしていくかということのを全て一度皆さんから資料をとりまして、それをまとめた中で、今後どのように蟹江町が進んでいくかということを決めさせていただくわけでございますが、ただ、それにつきましても、農家さんがこうだからこういうふうにするということで全て決まるわけではなくて、関係機関との協議もございまして、県のほうとも全て中身を見ていただきまして、本当にこの形でいいのかどうかということは確認していただくようになってございます。

蟹江町につきましては、北と南に土地改良事業で圃場整備をやられました。圃場整備をやると、やはりきれいな升の形の農地になりますので、きちっとした中で農用地はこの部分だということで決めさせていただいて今現在あるわけでございますが、先ほど菊地議員が言われましたとおり、それが分家などが建ってきて、本当に歯抜けになって小さなものであるというようなところもございまして、そういったところにつきましては、町のほうからまずもってそういったところは調べまして、ここは本当に必要性があるのかどうかということも調べて、これは県のほうと協議をしていくように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○産業建設部次長・まちづくり推進課長 志治正弘君

昨年、24年度に行いました議論の内容の報告でございますが、これ、ちょっと先ほどご説明しましたように、冊子になったもので成果品として、データとしてファイルで上がってきておりますので、その中身を精査して、9月の決算のときまでに何らかの形で報告できるように考えてみます。

あと、他の蟹江の駅に近いような橋上駅、自由通路の事例等、パンフレット等仕入れまして、それもあわせて議員の皆様提供できるように調整をとりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それと、東郊線の踏切の拡幅の問題でございますけれども、これにつきましては、今まで

は本当に水野産業建設部長にご尽力いただいております、この議会でも水野部長のほうからいろいろな答弁がされております。

そんな中で、今回私ども、産業建設部も新たな土木農政課長を迎えまして、私も、今まで踏切の拡幅の部署は鉄道事業本部です。ここと折衝を全くしたことがありませんでしたので、実は近々にセッティングしまして、まずは糸口をつかもうということで、JRのほうに課長ともども行ってまいるつもりでおりますので、ご報告申し上げます。また進展がございましたなら、この議会のほうでも報告したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○町長 横江淳一君

すみません、今、担当者が全くやっていないというようなことを言いましたが、ちゃんとやっておりますので、何か東郊線の拡幅のことについて今からやりますというようなことで、すから、ちょっと違ひまして、ちゃんと話はしております。ただ、担当がころころかわるといふこともありましたし、実際菊地議員から東郊線のことは、菊地議員だけでなくいろいろな議員さんから過去10年来ずっと聞いております。そんな中で、踏切の拡幅に向けて条件がある、この条件については蟹江川の左岸堤の踏切をまず封鎖することだと。代表質問のときにもお答えをいたしました。そのことも一つの小さな出来事かも知れませんが、それをひとつ踏み台にしてJRに提案してまいりたい。ですから、担当者は、当然やるべきことはしっかりやっていたかなきゃいけません、トップとして、これもしっかり責任を持って東郊線の拡幅そしてJRの橋上化、自由通路につきましても、しっかりとこれからやっておりますので、よろしく願いしたいと思ひます。

以上です。

○議長 高阪康彦君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第35号を採決します。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第8 発議第6号「憲法9条を生かし、核兵器のない世界をめざすとともに非核三原則・武器輸出禁止三原則の厳正遵守することを求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

菊地久君、ご登壇ください。

(10番議員登壇)

○10番 菊地 久君

では、早速ご提案させていただきたいと思います。

発議第6号「憲法9条を生かし、核兵器のない世界をめざすとともに非核三原則・武器輸出禁止三原則の厳正遵守することを求める意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成25年6月19日提出。

提出者、蟹江町議会議員、菊地久。

賛成者、同、中村英子、同、伊藤俊一、同、吉田正昭、同、奥田信宏、同、松本正美でございます。

では、案文を朗読させていただきたいと思います。

憲法9条を生かし、核兵器のない世界をめざすとともに非核三原則・武器輸出禁止三原則の厳正遵守することを求める意見書。

憲法前文に「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」とし、第9条に戦争放棄と戦力及び交戦権の否認を定めている。平和的生存権は、日本国憲法の特徴であるとともに、全ての基本的人権の基本である。それは名古屋高等裁判所が2008年4月17日判決で、「憲法9条に違反する国の行為、すなわち戦争の遂行、武力の行使などや戦争の準備行為等によって個人の生命、自由が侵害され、または、侵害の危機にさらされるような場合」を挙げ、平和的生存権の具体的権利性を例示している。

平和的生存権を基底的権利として生存権25条、勤労権27条がある。日本が世界で唯一の核被爆国であり、原子爆弾の出現が広島、長崎を繰り返すなとした日本国憲法の原点ともなった。1972年の沖縄返還に当たって、核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」の非核三原則を国是とした。ところが、核持ち込みは曖昧なままにしておく「暗黙の合意」という広義の密約が存在していたことが明らかになった。ところが、安倍自公政権は非核三原則や武器輸出三原則を軽視し、与党幹事長が核武装を発言するなど、これまで築いてきた準憲法的政治了解を破棄しようとしている。そればかりか、憲法改正、集団的自衛権行使を公然と掲げている。日米同盟強化を盾にしたアメリカ軍による核兵器持ち込み、武器の輸出は許されるものではない。

名古屋港、三河港を抱え自衛隊小牧基地を抱える愛知県では、これまでに入港した艦船が核兵器搭載を「なかったとは言い切れない」とされては、多大な不安と動揺を与えるものであり、憂慮すべき事態である。

よって、蟹江町議会は、国において蟹江住民の不安の解消と生命の安全確保のため、下記の事項を実現するよう強く要望する。

- 1、憲法9条を生かし、核兵器のない世界をめざすこと。
- 2、非核三原則・武器輸出禁止三原則を厳正に遵守すること。

以上、地方自治法第99条により意見書を提出する。

平成25年6月19日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、内閣総理大臣、外務大臣。

以上でございます。

(10番議員降壇)

○議長 高阪康彦君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第9 「閉会中の所管事務調査及び審査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により閉会中の所管事務調査及び所管事務審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することに決定いたしました。

○議長 高阪康彦君

お諮りいたします。

精読になっておりました議案第36号「財産の取得について」、議案第37号「蟹江町立小学校校舎修繕等工事請負契約の締結について」、議案第38号「平成25年度蟹江町一般会計補正予算（第2号）」の3議案を日程に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、3議案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長 高阪康彦君

追加日程第10 議案第36号「財産の取得について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（なしの声あり）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第36号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

追加日程第11 議案第37号「蟹江町立小学校校舎修繕等工事請負契約の締結について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（なしの声あり）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第37号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

追加日程第12 議案第38号「平成25年度蟹江町一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（なしの声あり）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第38号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

これで本定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

以上で、平成25年第2回蟹江町議会定例会を閉会いたします。

（午前11時14分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

蟹江町議会議長

高 阪 康 彦

10番 議員

菊 地 久

11番 議員

奥 田 信 宏